

会第 1 号

平成23年度における滋賀県議会議員の議員報酬等の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年 3 月14日

提 出 者	辻	村	克
	川	島	隆
	中	沢	啓
	西	川	勝
	佐	橋	武
	西	川	仁
	梅	村	正

平成23年度における滋賀県議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

（議員報酬の特例）

第 1 条 議会の議長、副議長および議員の平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額、滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年滋賀県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。）別表 1 の規定にかかわらず、議長にあっては同表による額からその100分の10に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とし、副議長にあっては同表による額からその100分の 9 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とし、議員にあっては同表による額からその100分の 7 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表による額とする。

（期末手当基礎額の特例）

第 2 条 議会の議長、副議長および議員の特例期間における期末手当基礎額は、議員報酬条例第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬の月額に加算する額として定められる額からその100分の10に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額を議員報酬の月額に加算した額とする。

付 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。